

PFI事業の現況等について

内閣府 民間資金等活用事業推進室
(平成20年1月23日委員会資料)

分野別実施方針公表件数

※括弧内はサービスの提供が開始されている事業件数
 ※資料を基に内閣府PFI推進室が作成した。
 (以下特に出典の引用のないものは同様)

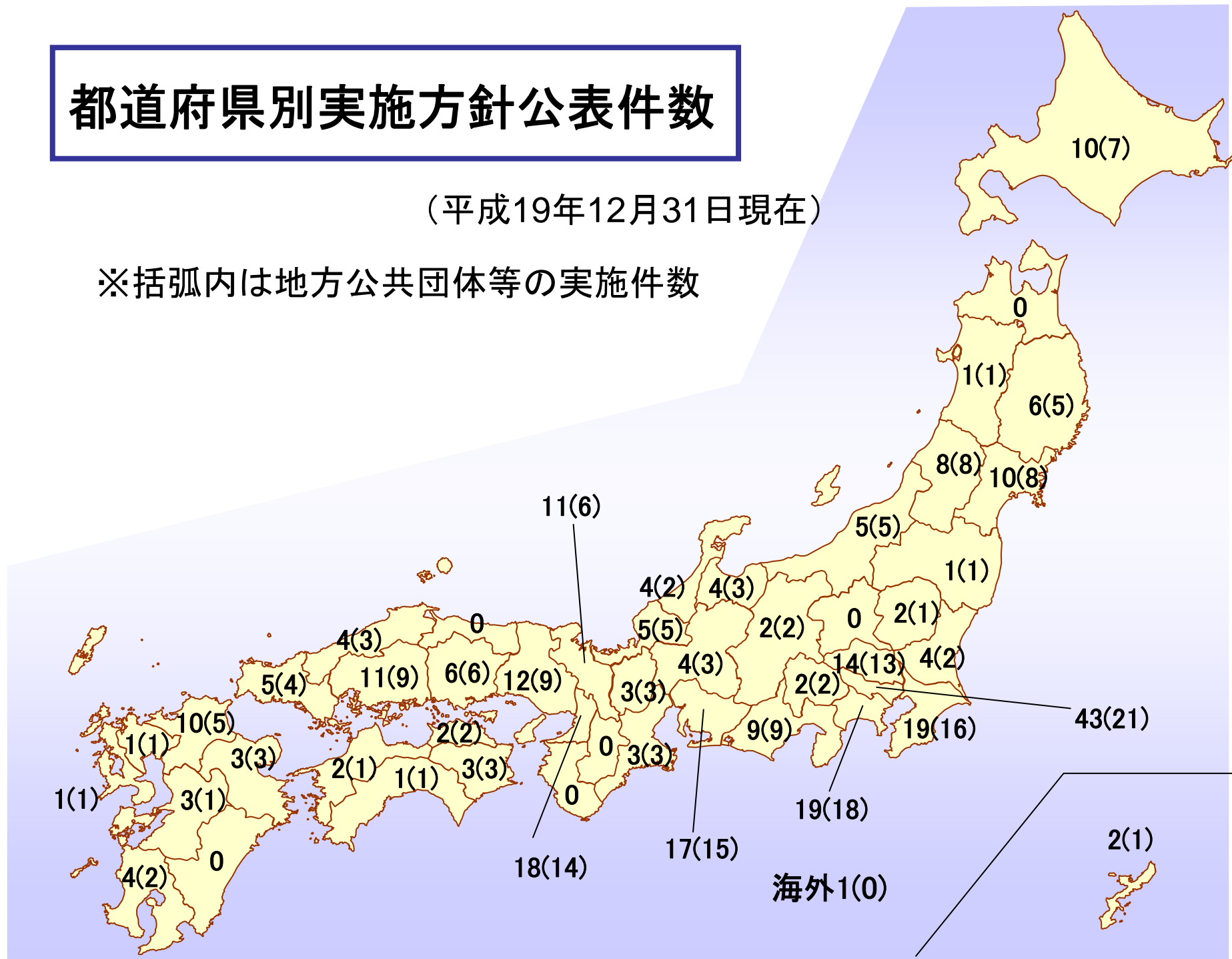
(平成19年12月31日現在)

分 野	事業主体別			合計
	国	地方公共団体	その他	
教育と文化（文教施設、文化施設 等）	1 (1)	69 (27)	28 (27)	98 (55)
生活と福祉（福祉施設 等）	0	14 (11)	0	14 (11)
健康と環境（医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等）	0	52 (30)	2	54 (30)
産業（商業振興施設、農業振興施設 等）	0	14 (7)	0	14 (7)
まちづくり（道路、公園、下水道施設、港湾施設 等）	6 (1)	29 (21)	0	35 (22)
安心（警察施設、消防施設、行刑施設 等）	6 (4)	12 (2)	0	18 (6)
庁舎と宿舎（事務庁舎、公務員宿舎 等）	26 (13)	5 (3)	1 (1)	32 (17)
その他（複合施設 等）	1	29 (17)	0	30 (17)
合 計	40 (19)	224 (118)	31 (28)	295 (165)

都道府県別実施方針公表件数

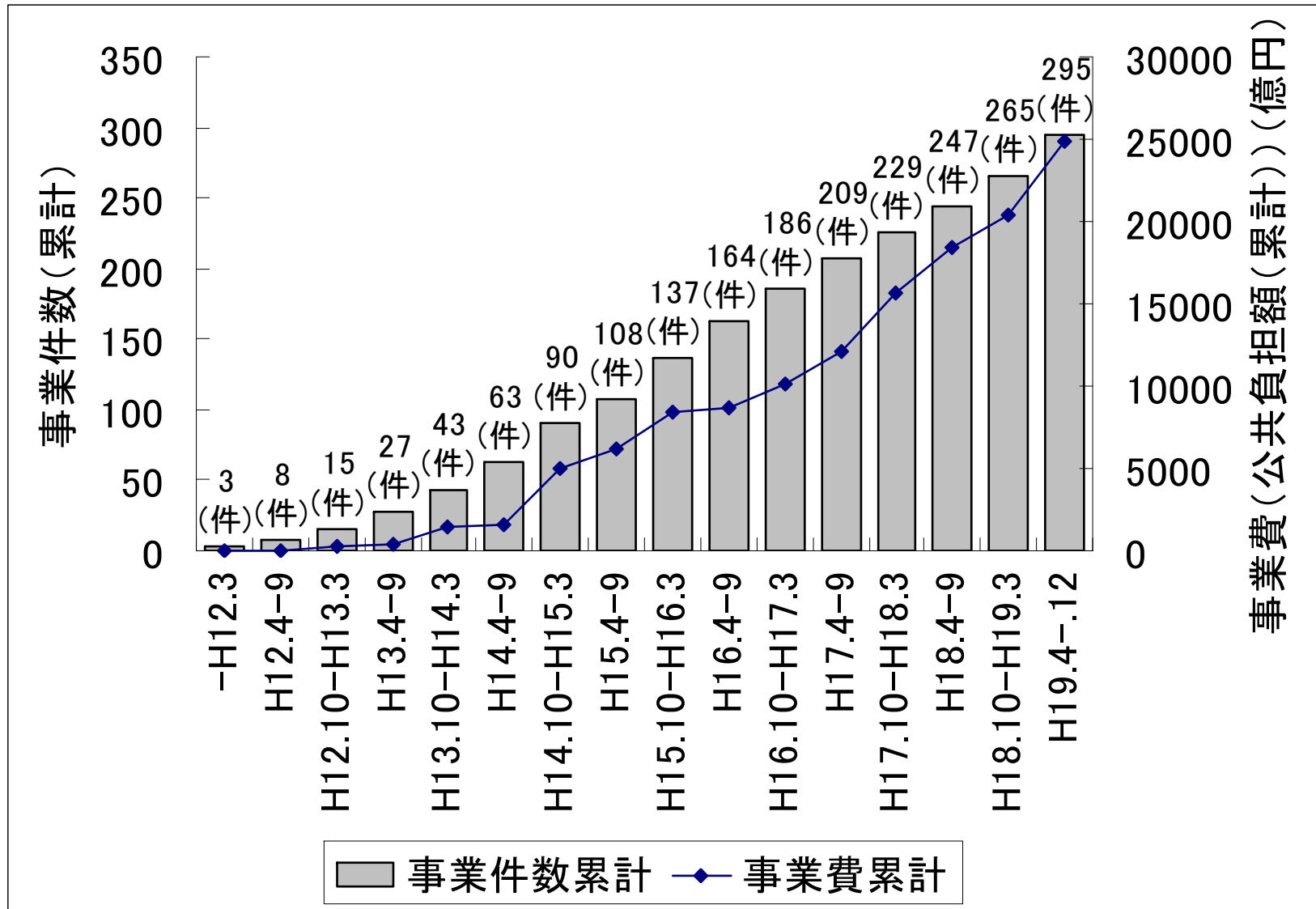
(平成19年12月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数



PFI事業件数の累計(実施方針の策定件数)と
事業費(公表金額ベース)の累計

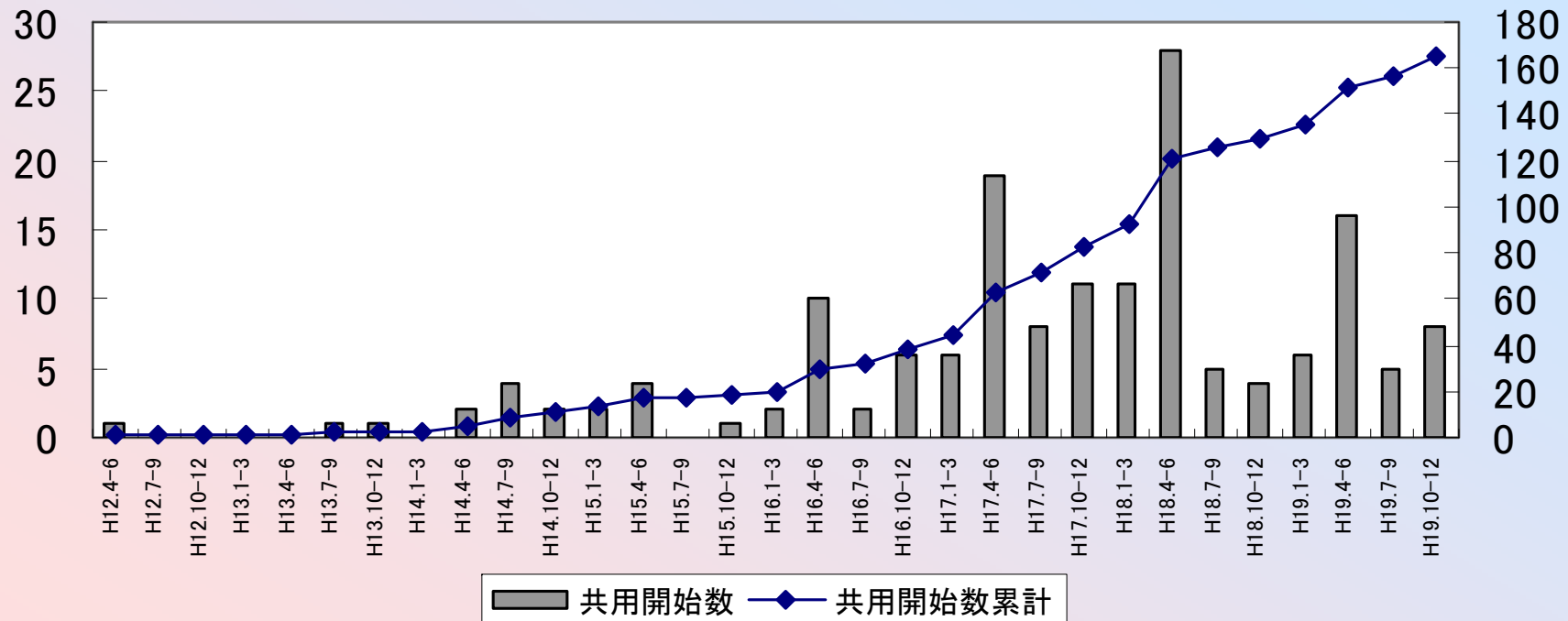
内閣府PFI推進室作成
(平成19年12月31日現在)



※1. 事業費については、事業者選定が行われた事業について実施主体から公表された落札価格、提案価格又は契約金額を計上したものであるため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている場合がある。また、年度については、契約年度ごとに分類している(未契約の事業は最新年度に計上)。

○運営段階に移行するPFI事業の増加

供用開始年度別、右軸は累計



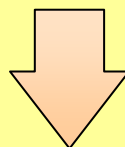
(平成19年12月31日現在)

○我が国におけるこれまでの約8年間のPFI導入実績

これまでの約8年間のPFI導入実績
(平成11年度～19年12月末)

国、地方、公共法人で実施方針等が公表された295件のうち、事業者決定等により公共負担額が決定したものは、166件、2兆4,914億円の事業規模

この場合、約23%(5,738億円)のVFMあり

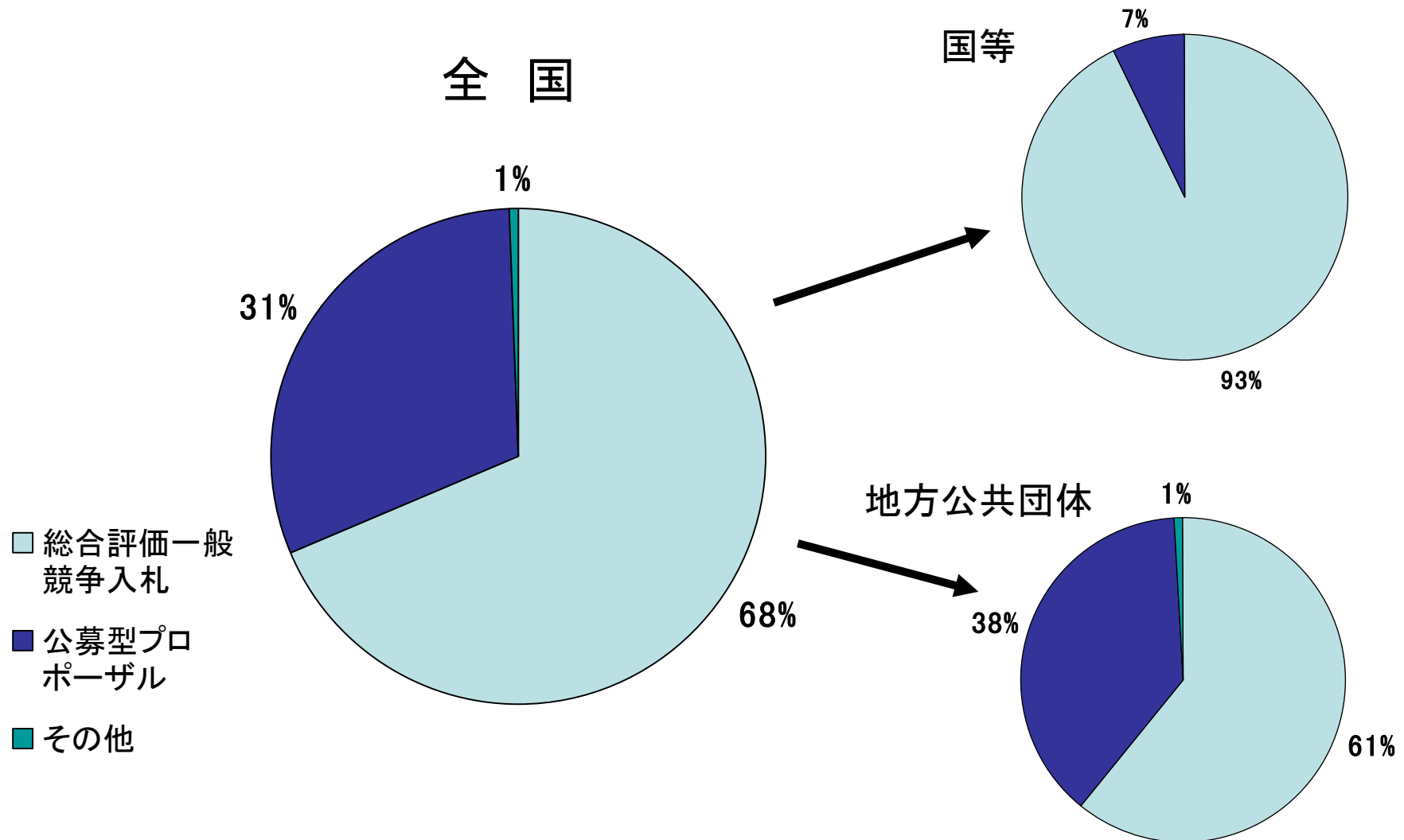


PFI導入により、国、地方公共団体、公共法人を通じた国全体の財政再建に寄与

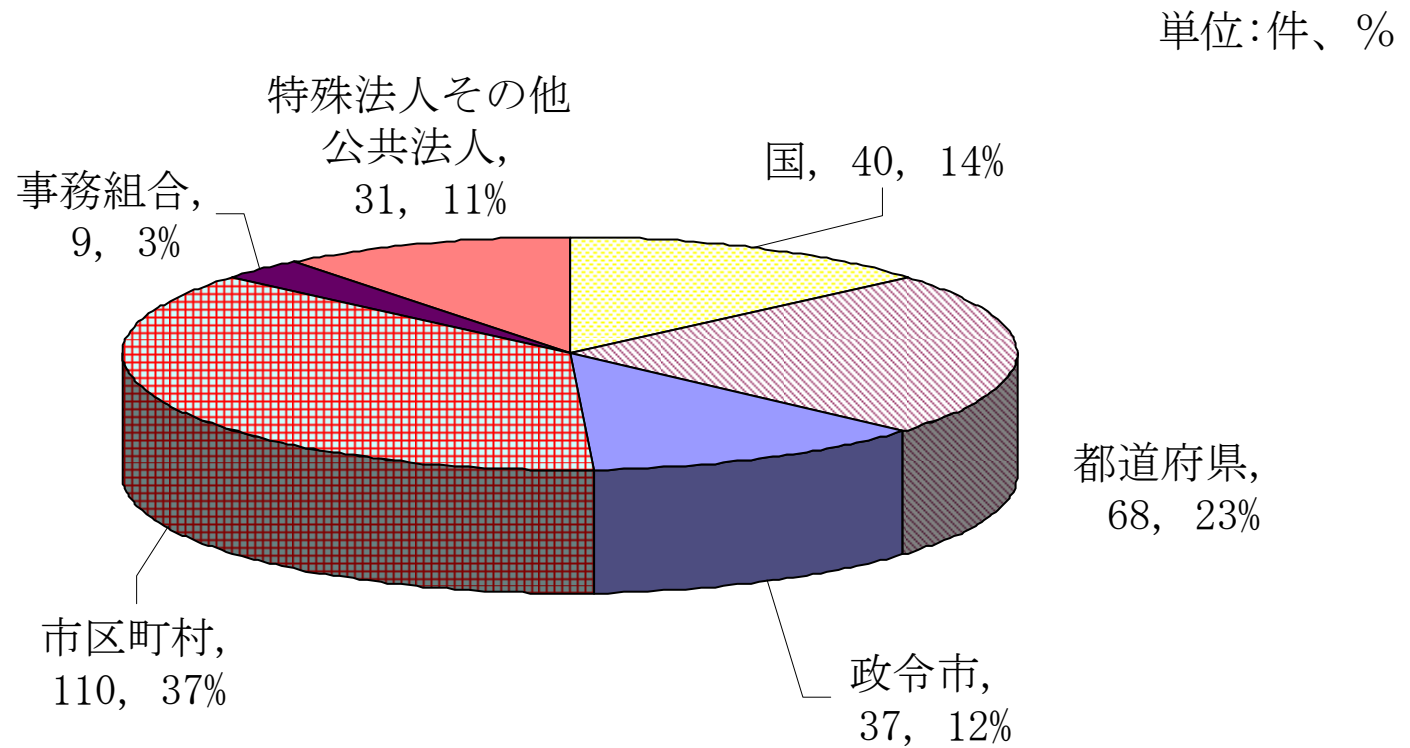
※資料を基に内閣府PFI推進室が作成。
(以下特に出典の引用のないものは同様)

○事業者選定方式について

(平成19年12月31日現在)

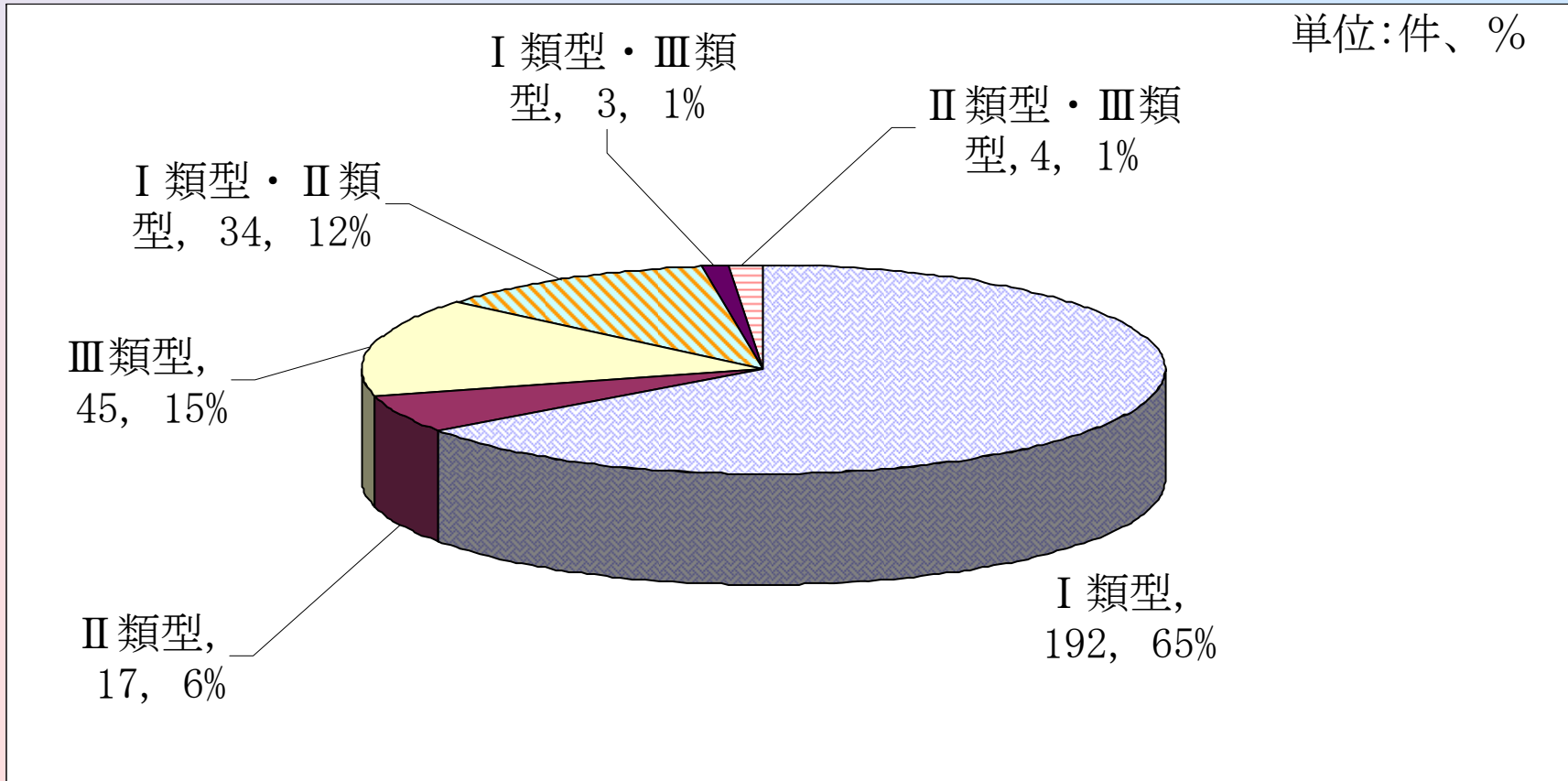


○管理者等別事業数



(平成19年12月31日現在)

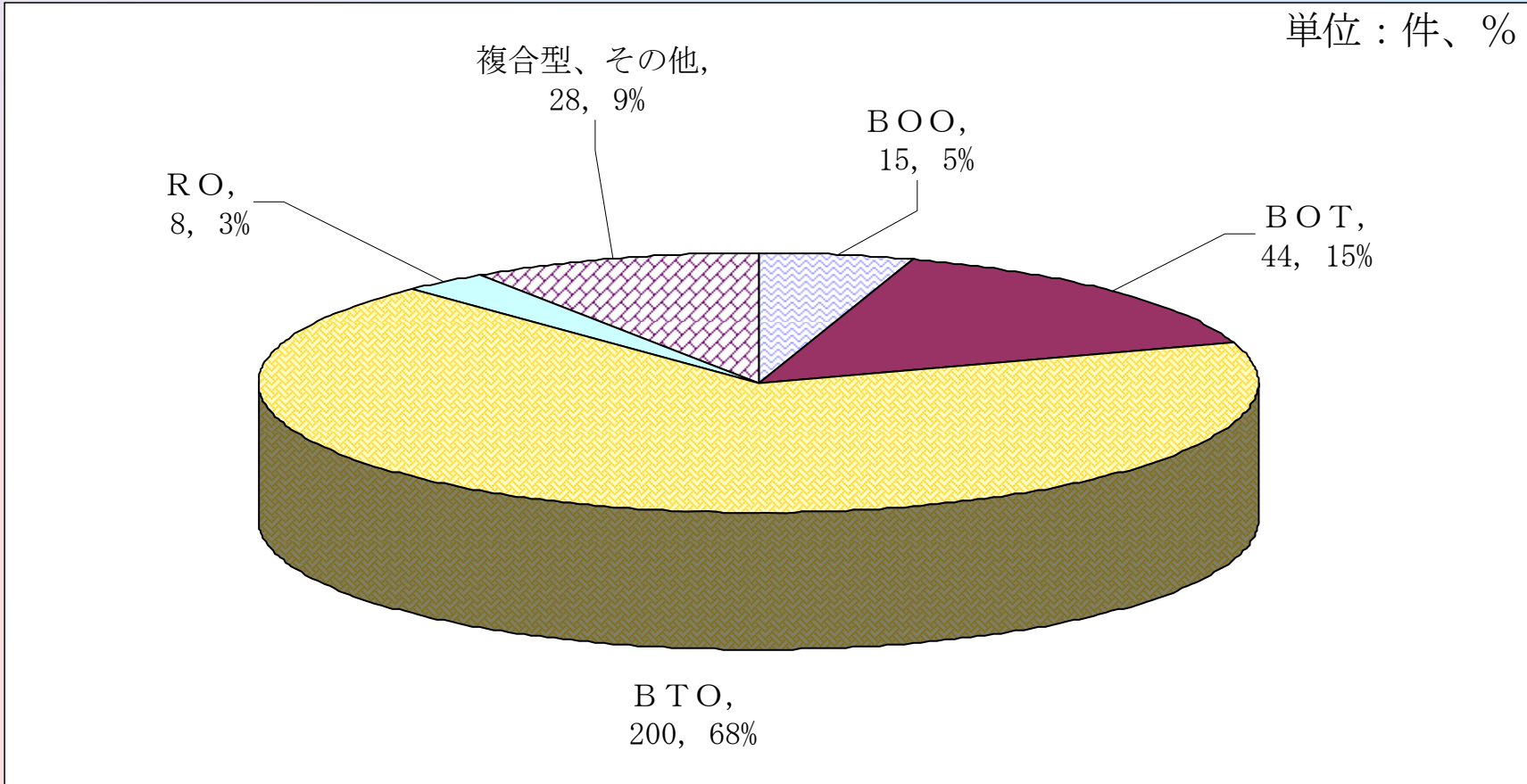
○事業費の回収方法による類型別事業数



- I 類型 事業費の全部について、選定事業者が提供する公共サービスの対価として管理者等が選定事業者を支払う類型。
- II 類型 公共サービスの受益者からの料金収入をもって選定事業者が事業費の全額を賄う類型。
- III 類型 I 類型とII 類型のミックス型。

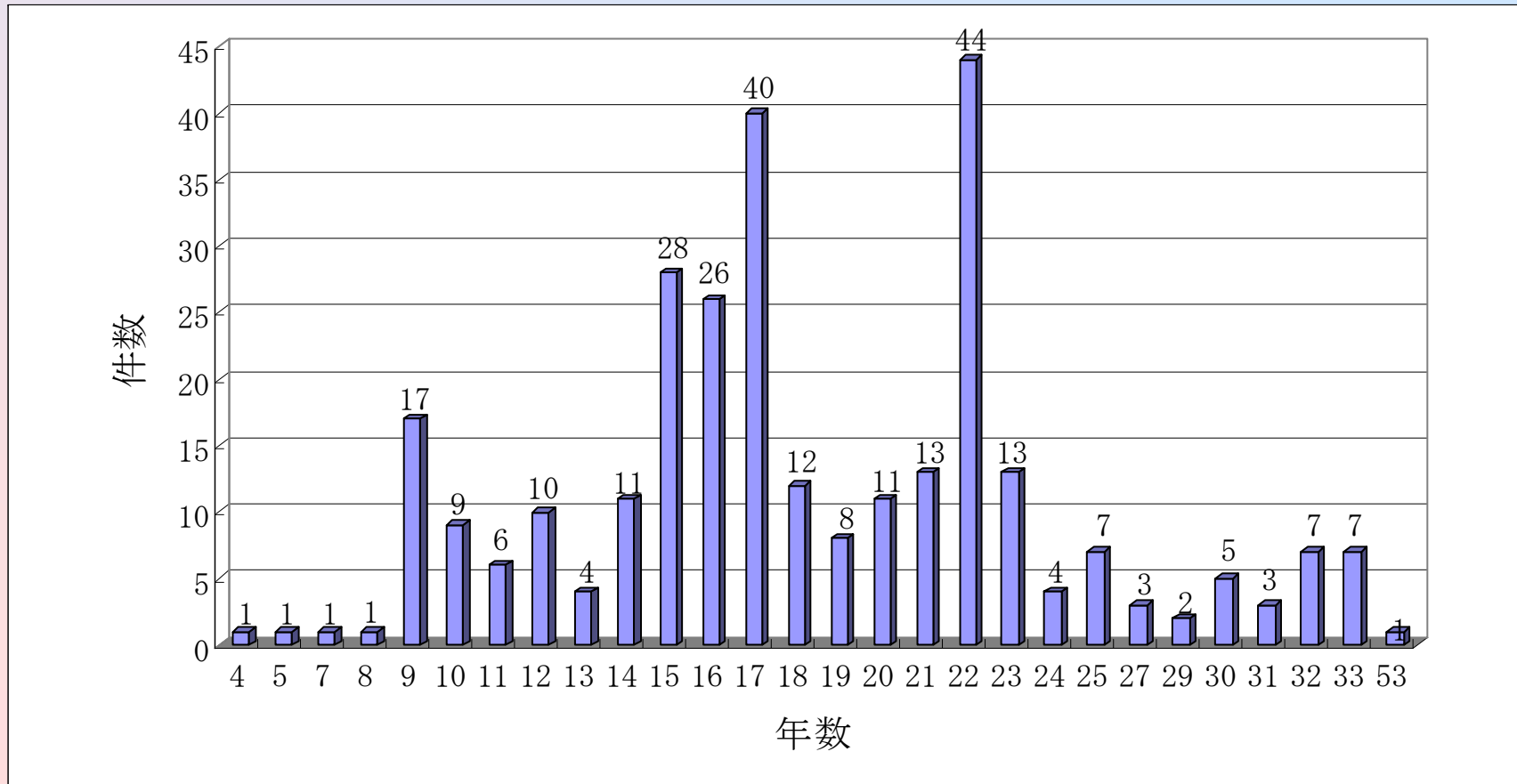
(平成19年12月31日現在)

○施設の所有形態による類型別事業数



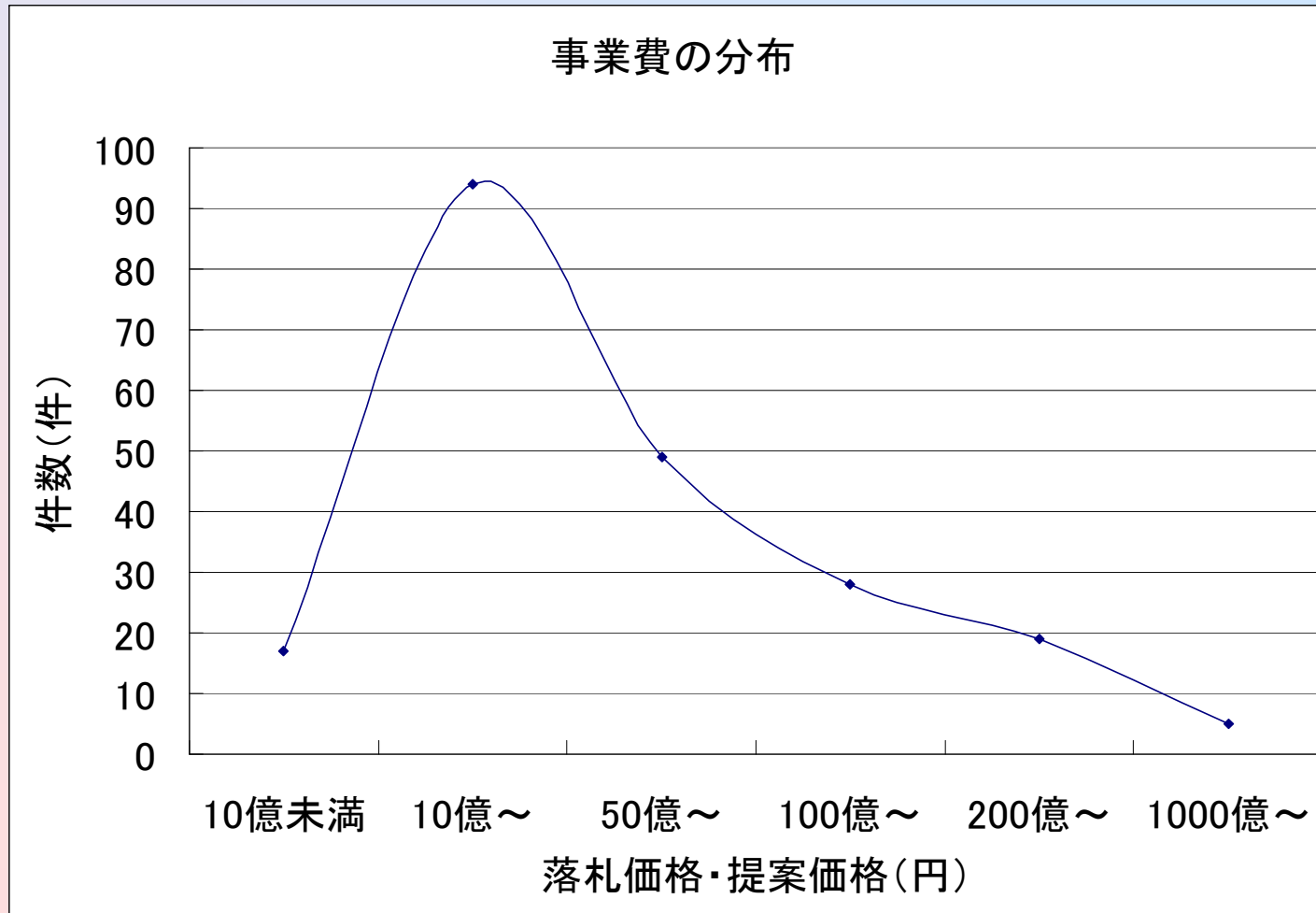
(平成19年12月31日現在)

○事業期間別事業数



(平成19年12月31日現在)

○事業費の分布



※1. 事業主体から公表された、落札価格、提案価格又は契約金額を計上したものを、ここでは便宜上事業費としている。

出典：各発注者公表資料より内閣府PFI推進室作成

(平成19年12月31日現在)

○運営重視型PFI事業の取り組み(刑務所の例)

【美祢社会復帰促進センター整備・運営事業】
(BOT方式)

PFI事業の範囲

【契約により委託可能な業務】

- ・総務系の事務
- ・自動車運転
- ・庁舎警備等
- ・窓口受付
- ・食事の提供
- ・洗濯

【特区で委託可能となる業務】

- ・施設の警備
- ・収容監視
- ・職業訓練
- ・信書の検査の補助
- ・領置物の保管
- ・健康診断

・清掃

共生

地域

婦人科診療

地域からの雇用

職員及び家族の定住

地域から生活関連物資の納入

地域医療の充実

地域雇用の促進

消費拡大効果

関連企業の活性化

地域雇用の創出・地域経済の活性化

地域の活性化
総合医療の確立

約8.5%の
VFMの実現

○平成18年11月22日付関係省庁連絡会議幹事会申合せの概要

背景

1. 病院や刑務所のように、運営の比重が高く、発注者のみの能力で要求水準等を作成することが困難な事業の出現
2. 平成17年PFI法改正附則第3条に基づく民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方等の検討の必要性
3. 欧州における競争的対話方式の導入の状況

基本的考え方

応募者が発注者の意図を明確に把握して提案するためには、
十分な意思の疎通＝対話が必要

ポイント

対象事業

病院や刑務所などの運営の比重の高い案件等に適用することを想定。

対話

必要に応じて 応募者ごとの対面での口頭による対話も可。
公平性の確保等につき、具体的な留意点を提示。

段階的審査

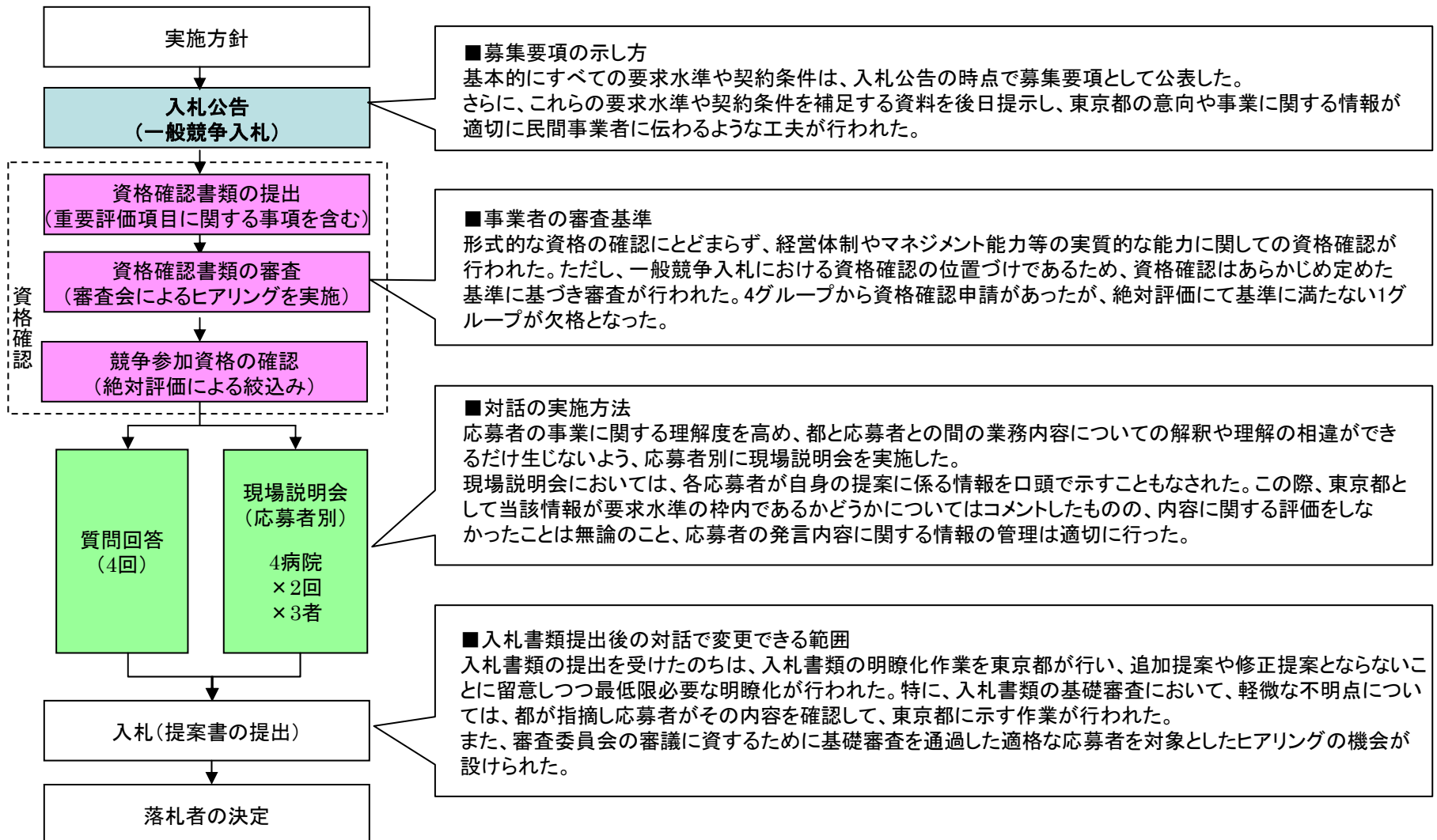
絞込みについての一定のルール及び例について示している。
一定の基準により点数評価、最低3者程度が妥当等。
マネジメント能力等の実質的な能力に関する資格審査を行い、絶対評価基準に満たない応募者を欠格とした事例につき例示。

落札者決定後の変更

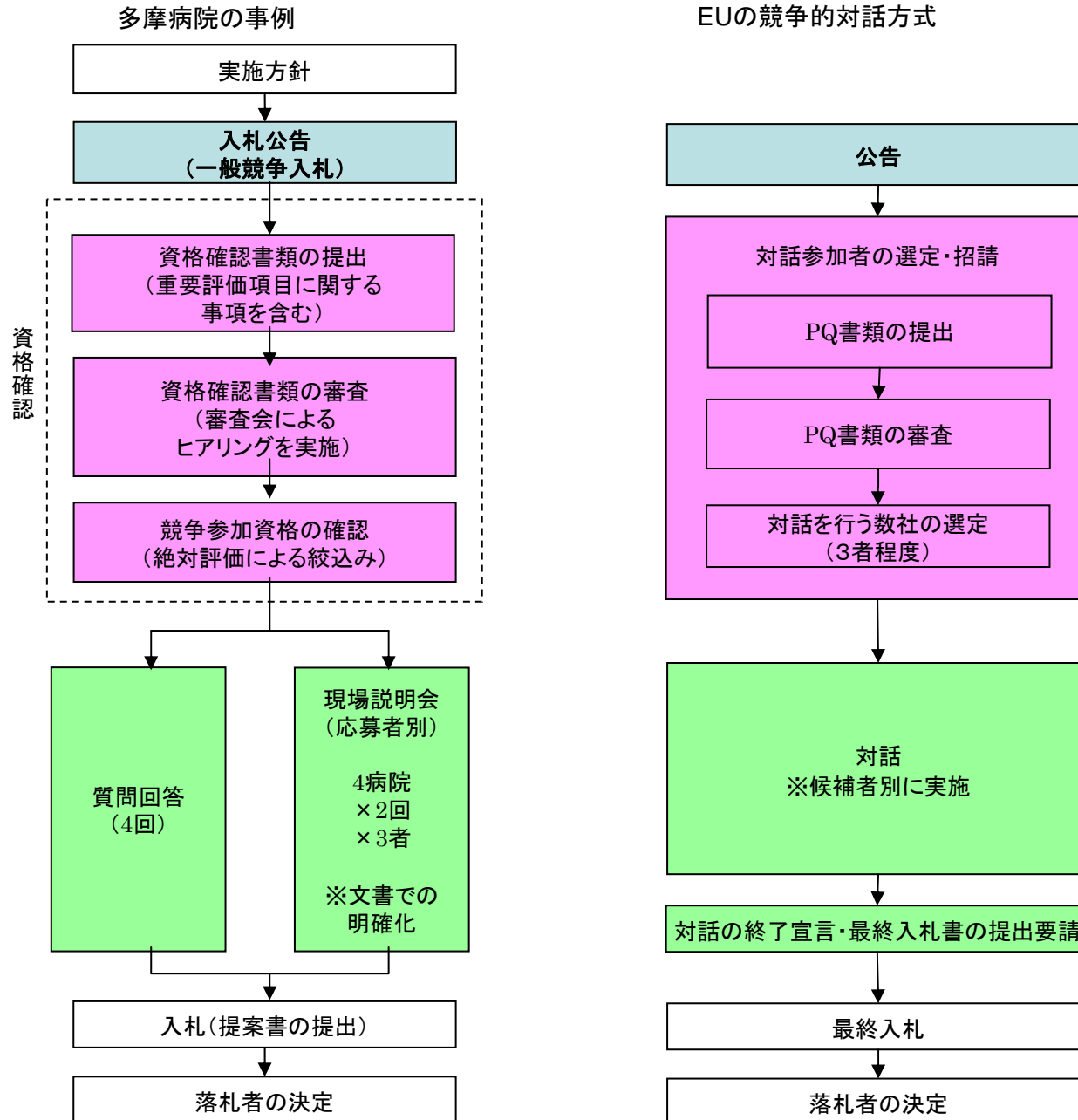
落札者決定前に対話を行うことにより落札後の変更を最小化する必要性あり。
あわせて落札後の応募条件等の変更が可能となる「競争性の確保に反しない場合」につき例示。

○東京都へのヒアリング

- 平成15年3月に出了た関係省庁申し合わせを活用して、資格審査における概要提案での絶対評価による絞込みや、応募者別説明会としての対話を実施した事例として、「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」を行った東京都に対してヒアリングを行った。



○多摩病院PFI事業のフローとEUの競争的対話方式のフローの比較



○「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成13年7月27日)の一部改定及びその解説(案)」のポイント

【VFMの本質的な課題の整理】

1. VFMは効率性の議論であり、その事業を行うべきか否かの基準ではなく、PFIで行うべきか否かを判断する基準であることを再認識すべき。
2. VFMの評価に当たっては、VFMの源泉は何かということを今一度明確に認識し、それらをどのように向上させていくのかにつき議論すべき。
3. VFMの評価の在り方については、VFMの源泉の評価をPFI事業選定のプロセスの流れの中でとらえ、段階ごとに順次評価を詳細化することとすべきであり、このような観点からみたとき、VFM評価における導入可能性調査の役割は重要。

VFMガイドライン
(ーVFM評価の基本的な考え方
1VFMとは)に明文で位置付け

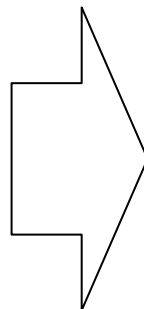
【実務的な課題の整理】

公共施設等の管理者等から要望が多い、
「割引率の設定方法」、「PSCの算出根拠」、「PFI事業のLCCの算出方法」
について解説。

VFMガイドラインの
解説として整理

○「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13年1月22日)
改定(平成19年6月29日)のポイント

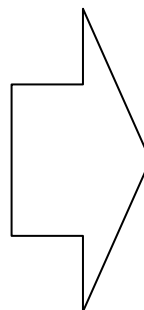
審査委員会による審査方法について見直すべきとの意見



【審査方法】

1. 専門性の高い審査事項について、専門家による審査等、適切な審査プロセスの確保
2. 審査の効率性・実効性を確保するため、十分な審査時間の確保、応募者による事業提案の要約版提示等

平成17年のPFI法改正により、事業者選定における総合評価方式が原則に。



【総合評価】

プロセスガイドラインにおいても、事業者選定における総合評価方式が原則

○官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会

【趣旨】

指定管理者制度、PFI制度、市場化テスト等官民連携して公共サービス、公共施設の管理等を行う手法について、その適切な推進を図る観点から相互の連携・協力を図るため、必要な情報交換を行うことを目的として、官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会を開催。

【構成員】

総務省自治行政局行政課長	}	指定管理者制度
総務省自治行政局地域振興課長		
総務省自治行政局行政体制整備室長		
内閣府民間資金等活用事業推進室参事官	—	PFI
内閣府公共サービス改革推進室参事官	—	市場化テスト

【開催】

平成19年 5月15日	第1回官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会	開催
平成19年10月11日	第2回官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会	開催
平成20年 1月11日	第3回官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会	開催